

平成24年度第1回  
宮城県スポーツ推進審議会

平成24年5月7日（月曜日）

## 平成24年度 第1回宮城県スポーツ推進審議会会議録

I 日 時 平成24年5月7日(月) 午後1時から午後3時まで

II 場 所 県庁9階 第一会議室

III 委員構成数 14名

IV 出席者

〔委員〕

東北大学大学院教授・中島信博

宮城教育大学教授・前田順一

筑波大学スポーツ Research&Development コア主幹研究員(客員教授) 仙台大学教授・勝田 隆

仙台市立館小学校教諭(宮城県女子体育指導者連盟研究部長)・鎌田真知子

公益財団法人宮城県体育協会常務理事

競技力向上委員会委員長(東北福祉大学教授)・大和田直樹,

整形外科医師(日体協公認スポーツドクター・国民体育大会宮城県本部帯同医)・高橋 周

宮城県スポーツ推進委員協議会会長・平塚和彦

NPO法人アクアゆめクラブクラブマネージャー・伊藤弘江

株式会社河北新報社編集局スポーツ部長・庄子忠則

株式会社ベガルタ仙台代表取締役社長・白幡洋一

NPO法人多賀城市民スポーツクラブ・遠藤孝志

仙台大学スポーツ情報マスメディア研究所研究員・岩瀬裕子

以上12名

(欠席委員)

川崎町教育委員会教育長・佐藤芙貴子

宮城県高等学校体育連盟会長(宮城県利府高等学校校長)・加藤裕記

以上 2名

〔事務局〕

教育長 高橋 仁, 教育次長・伊東昭代

スポーツ健康課 課長 松坂 孝, スポーツ振興専門監 菊池吉弘

課長補佐(総括担当) 末永仁一, 課長補佐(管理調整班長) 半田敏彦

課長補佐(学校保健給食班長) 大沼博之, 課長補佐(学校安全体育班長) 木内厚宏

主幹（スポーツ振興班長） 土生善弘

以上 9名

## V 会議経過

末永仁一課長補佐（総括担当）の司会により、下記のとおり会議を進行した。

### 開会

○司会 本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、これから第1回宮城県スポーツ推進審議会を開催させていただきます。

私、司会をさせていただきますスポーツ健康課総括補佐の末永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会議の成立について御報告を申し上げます。

本日の会議には、委員総数14名中12名の方に御出席いただいております。これは、スポーツ推進審議会条例に規定する会議の開催要件でございます委員の半数以上の出席という要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また、当審議会は、宮城県情報公開条例の規定によりまして、原則として公開することになっております。あらかじめ御了承願います。また、議事録につきましては、県のホームページなどで公開することになりますが、議事録の内容については御出席の委員の皆様方に改めまして御確認をいただきたいと思います。

### 資料確認

○司会 次に、お手元の会議資料の確認をさせていただきます。

配付資料は未定稿として事前に送付させていただいておりますが、同じものを本日資料として配付しておりますので、御確認ください。

次第、出席者名簿、審議会条例、そして資料1から資料5までございます。不足、乱丁がございましたら、後ほどでも結構ですのでお申し出願います。

それでは、ただいまから平成24年度第1回宮城県スポーツ推進審議会を開催いたします。約2時間を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

## 教育長挨拶

○司会 開会に当たりまして、高橋教育長から御挨拶を申し上げます。

○高橋教育長 皆さん、こんにちは。

4月に教育長を拝命しました高橋でございます。3月までは、次長ということで大変お世話になりました。引き続きよろしく願いを申し上げます。

今年度1回目の審議会ということで、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。皆様方には、日ごろから本県の教育行政に御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます次第でございます。

さて、本日は答申の中間案ということで御審議をいただくこととしております。前回の審議会では、素案ということでお示しをしたところでございますが、委員の皆様からいろいろな角度から御意見を頂戴いたしました。3月にワーキンググループをもちまして、委員の皆様からの御意見を踏まえて議論をお願いしまして、さらに修正を加えたものをこれまで各委員の皆様にお送りをさせていただきました。その送った資料についても、さらに御意見をいただいて、その頂戴した御意見を踏まえて今回答申に追加した案ということでお示しをしたところでございます。そういった経過を踏まえておりますので、いろいろな修正等を行っております。前回お示したものと、そういう意味で大きく変わっている部分がございます。

具体的には、後ほど事務局から御説明を申し上げますが、本日のこの答申の中間案をベースとしまして、御議論を踏まえて、その内容をパブリックコメントということでかけていきたいと考えております。できるだけ広く県民の皆様から御意見をいただいて、この計画を重ねていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

本県のスポーツ推進に向けて、できるだけいいものをつくっていきたいと考えておりますので、委員の皆様にはこれまでの議論の積み上げということで確認をしていただくとともに、本日も忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます。

本日はよろしく願いいたします。

○司会 続きまして、本日の出席者につきまして、お手元の出席者名簿及び座席表のとおりでございますが、庄子忠則委員が就任後初めての審議会でございますので、御紹介させていただきます。

○庄子委員 河北新報の庄子でございます。

練生川の後任として、今年4月からスポーツ部を担当しております。どうぞよろしくお願い

いたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、事務局の主要職員を御紹介させていただきます。

今年度初めての審議会でございまして、新体制になりましたので、御紹介させていただきます。

教育長の高橋 仁でございます。

○高橋教育長 よろしくお願いいいたします。

○司会 教育次長の伊東昭代でございます。

○伊東教育次長 よろしくお願いいいたします。

○司会 スポーツ健康課長の松坂 孝でございます。

○松坂スポーツ健康課長 よろしくお願いいいたします。

○司会 スポーツ振興専門監の菊池吉弘でございます。

○菊池スポーツ振興専門監 菊池でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○司会 以上、御紹介申し上げます。

教育長は所用のため、これをもちまして退席させていただきます。御了承ください。

○高橋教育長 申し訳ありません。よろしくお願いいいたします。

○司会 それでは、これより先は中島会長に議事進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

## 議事

### (1) スポーツ推進計画の骨子(案)について

○中島会長 皆さん、しばらくでございました。座らせていただきます。

連休明けということで、気分を一新してまた頑張っていきたいと思いますが、私少し声がかかれています。実は10日ほど前にゴールデンウィークだということで意気込んでいましたら、インフルエンザにかかってしまいまして、連休を棒に振ってしまいました。皆様方にはいかがだったでしょうか。

先ほどごあいさつにありましたように、中間案ということでいよいよまとめに入ることになるわけでございます。こういう場で、皆さん方の御意見をベーシックなところでお伺いするというのも、だんだんにそういう機会が限定されてくるのではないかと思いますので、ぜひそういうことを踏まえて御意見を出していただければと思っております。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず議事の（１）ですが、（仮称）宮城県スポーツ推進計画答申中間案について、まずは事務局からの説明をお願いしたいと思います。

○松坂スポーツ健康課長 スポーツ健康課,松坂と申します。4月からお世話になっております。よろしく願いいたします。

まず初めに、委員の皆様におかれましては、宮城県スポーツ振興基本計画の後継となります本計画の策定に向け御協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年度は2回の審議会、そして代表委員におかれましてはワーキンググループ、加えて随時共有をしましてまいりました諸資料をもとに御審議をいただきましたことに、重ねて御礼申し上げます

さて、年度末には資料の5として今日お配りをさせていただきました国の「スポーツ基本計画」、冊子になっておりますが、「スポーツ基本計画」が公表されました。策定中の本県の計画の骨子と、おおよそ理念や方向性についても合致しているものと考えてございます。

先ほど教育長のあいさつにもありましたが、平成25年度を初年度とします計画の策定には、11月県議会への上程を目指さなければなりません。これまで御審議をいただきました内容については、現段階で可能な限り盛り込むよう努力をしましてまいりました。事務局においては4月23日、庁内各課室長で構成をします策定委員会を開催し、計画の細部を調整したところでございます。

本日は、答申中間案の公表に向けての最終調整という位置づけで、全体構成と前回からの主な修正点について御説明を申し上げます。今回の審議会を経まして、中間答申案について市町村を初めとする関係機関へ照会、さらには、後ほど御説明をいたしますが、パブリックコメントを実施しまして、成案に向けて進めていきたいと考えております。よろしく御審議賜りたく存じます。

それでは、説明を申し上げますが、20分ほど時間がかかる予定で考えてございます。座って説明をさせていただきます。

それでは、まず全体構成について御説明をいたします。1ペーパーものの、資料の1のところの「（仮称）宮城県スポーツ推進計画の概要」という横刷りの資料になります。こちらをご覧くださいければと思います。横刷りの1ペーパーでございます。

その概要につきまして、計画の概要を1ペーパーにまとめたものでございます。

1, 2, 3のところは変わりございませんが、4の「計画の特長」として、地域の絆や地域

コミュニティづくりへスポーツがその一助となるべく、「東日本大震災」への対応を挙げさせていただきます。

あわせて、本県スポーツに関する不易と流行の課題に取り組むべく、「子どものスポーツを重視」すること、これまで培ってきた本県の特長をベースに発展させるべく「地域の特色を活かす」・「プロスポーツや大学との連携」とともに、スポーツに携わる関係者すべての「役割の明確化」を意識し、次の10年の本県の施策の方向性を打ち出しております。

そして、計画全体を見渡すべく全体構成を図式化したものが、右側「6計画の概要」でございます。あわせまして、1ペーパーA3版の色刷りの資料がございます。折り込んであるA3版の大きい資料、上下分かれてございますが、その色刷り版の下段のところ、下段の部分の右上に「平成24.5.7 審議会提出資料」とございますが、それをあわせてご覧いただければと思います。

なお、これまで策定過程で委員の皆様にお目通しいただいてきたものが、上段の方になります。これは、昨年10月の第1回審議会、12月の第2回審議会での御意見を反映させたものを赤字で示しております。3月23日に開催をしました合同ワーキンググループの際に提出した資料でございます。その後、メール配信・郵送にて委員の皆様からのさらなる意見聴取、分科会、先ほど申し上げました策定委員会での協議において、修正が必要な点が出てまいりました。それが下段の図、緑の字で示させていただいているところでございます。

この色刷りの全体構成図をご覧いただきながら、あわせまして資料の2,冊子でございます。資料の2「(仮称)宮城県スポーツ推進計画(答申中間案)」,この二つの資料を用いまして、前回の審議会からの主な修正点について御説明申し上げます。

さらに、本日お配りをしております資料の3「宮城県スポーツ推進審議会への対応案」、あるいは資料4「見え消しの修正版」も準備をしてございますが、これにつきましては後ほど御参照をお願いできればと思います。

それでは主な修正点、4点ほどございます。主な修正点4点の御説明をさせていただきます。A3版の資料をご覧いただきながら、上と下を比べていただければとお分かりかと思いますが、A3版の資料の上と下で、まず1点目は、上の「基本方向を考える上での観点」のところを、下では削除をしてございます。これが1点目でございます。

それから2点目につきましては、「理念(目指す姿)」の文言を訂正・加筆をしてございます。それが2点目でございます。

それから3点目、上下の図の左の下の方の模式図も修正を加えてございます。これが3点目。

最後に4点目としまして、下段の目標のところ、「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進の目標」のところに「子どもの体力」の内容をつけ加えさせていただいております。緑の字で示したところでございます。

以上4点につきまして修正を加えてございますので、それぞれ詳しく御説明をさせていただきます。

それでは1点目に戻りまして、観点を削除したということについて御説明をしております。上の図と下の図をご覧くださいまして、割愛をしたところでございます。理念や基本姿勢、施策の柱、それぞれの目標から基本方向を設定する過程において、共通観点としてこの観点を設けてまいりました。この基本方向を考える上での観点でございました。「県民総スポーツ社会の実現」に向けた現行計画の趣旨に沿う観点として用いてまいりました。

県民だれもが・いつでも・どこでも・いつまでも、性差そして障害の有無にかかわらず、本県の特色を活かしたスポーツの推進、そしてその前提となるスポーツの安全を担保していくことを踏まえて、計画の基本方向を定めていくものでございました。これまでの審議会を経て、計画本体や基本方向にこれら観点は反映できたものと考えてございます。

具体の記載等は、「だれもが・いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむ環境の整備」の観点につきましては、基本姿勢「県民が主体」というものに包括をされ、資料の今度は2になります。「答申中間案」の冊子の本体の32ページになります、その32ページからの「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」におけるすべての世代におけるスポーツ全般に、それからまた54ページになります、54ページからの「施策の柱Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」等に活かされているものと考えてございます。

それから、忙しくて申し訳ございませんが、またA3版と並行して、二つ目の観点の「障害者や女性のスポーツの推進」の観点は、同様に基本姿勢「県民が主体」に包括されるとともに各所に障害者の記述、それから女性におけるスポーツについては子どもの世代におけるアプローチが不可欠であることから、資料の2の41ページの「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進～子どものスポーツ～」基本方向5「運動部活動の充実」における取り組み「女子の運動部活動への参加の促進」や、52ページの「施策の柱Ⅱ 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」や、基本方向2「競技活動を支える体制の整備」における取り組み「女性アスリートを支える体制の確立」などに活かされているものと考えてございます。

それから3番目、「みやぎの特色を活かしたスポーツ活動の推進」というような観点でございますが、これも基本姿勢「みやぎの特色を活かす」に包括をされ、39ページの「施策の柱Ⅰ

生涯にわたるスポーツ活動の推進」の基本方向4「学校体育の充実」における取り組みの基本方向4「地域の特色を活かしたスポーツ活動の推進」や、そのまま続いて40ページ基本方向5「運動部活動の充実」における取り組み「みやぎの部活動のあり方の検討」において、本県の特性を踏まえた今後の部活動のあり方について抜本的研究に取り組むこととしております。また、51ページ「施策の柱Ⅱ」ですが、「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」の基本方向1「国際的なスポーツ大会・国体で活躍できる人材の育成」における取り組みの「競技の拠点化」においても地域の特色を活かしていくこと、さらには続いて55ページ「施策の柱Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」基本方向2「地域のスポーツ環境の充実」における取り組みの中の「おらほのスポーツによる地域の拠点化の推進」等に活かされているものと考えてございます。

そして、四つ目「スポーツにおける安全の確保」の観点は、すべての活動の前提となるものですが、「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」においては、34ページに戻ります、34ページの子どものスポーツにおける基本方向1の継続ですが、「子どもの健康な体づくりと体力、運動能力向上の推進」における取り組み「スポーツ障害予防の推進」、それから53ページでございます。53ページ「施策の柱Ⅱ 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」における基本方向2「競技活動を支える体制の整備」における取り組みに再掲、スポーツにかかわる指導者等における意識向上を含め、「施策の柱Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」の関連基本方向に包括されているものと考えてございます。

このように、基本姿勢と重複する部分や答申中間案に盛り込んできたことから、ここへ記載をしてきた役目を終了したものと考えてございますというのが一つの見方でございます。

また一方では、理念から始まりまして基本方向へと落とし込んでいく計画に当たっては、マクロなものからミクロなものへと記述をしていかなければならないと考えてございます。観点を残したままの答申中間案の公表となりますと、これを目にする県民の方においては、マクロな視点である「理念」から始まりまして、「施策の柱」、「目標」へとミクロな視点へと移行していくわけですが、再度「観点」というマクロな視点へ戻って、また再び再度のミクロ化である「基本方向」へと視点が行きつ戻りつしてしまうということが懸念をされますので、焦点が絞り込めずに分かりづらい表記になってしまうかなと考えてございます。

以上のことから、「目標」と「基本方向」を直接的に関連づけることを視覚の面、ビジュアル等も含めまして視覚の面からも鑑みまして、今回修正をした点の一つでございます。どうぞ御理解いただければありがたいと考えてございます。

続きまして、次の修正点について御説明を申し上げます。

先ほど申し上げました2番目、「理念」の加述について、でございます。A3版の色刷りのところの「理念」の緑字、下段の方ですね。「目指す姿」のところは東日本大震災関連記述を加えております。これまで全体構成図の上段、「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」における目標の一つとして、「東日本大震災からの復興を目指し、スポーツを通じて県民が主体となったコミュニティの再構築を行います」として、掲げてまいりました。

震災を経験した本県にとって、これからの10年、スポーツの持つ力による復興を重要視しているとともに、期待をしていることに変わりはありません。一方スポーツによる復興に向けた「コミュニティの再構築」を具体的な目標に掲げた際には、その評価・検証が非常に難しいものになるのも事実でございます。

ほかのすべての目標における指標としましては、「スポーツ実施率」や「競技成績等」、あるいは「総合型地域スポーツクラブの設置率」、そしてちょうど今回新たにお示しをしまして説明をいたしますが、「子どもの体力」について、すべて定量的に評価・検証できるものと考えてございます。

このようなことから、「東日本大震災からの復興」については目標というよりは、より高次である「理念（目指す姿）」に10年後の姿として記載すべきものと考えました。結果としましては、目標からは削除しまして「理念（目指す姿）」に「東日本大震災を乗り越え」などの表現を加えて、修正をしたものでございます。

この「理念（目指す姿）」に向かう具体の記載は、これまでのもののほかに資料の2、答申中間案（本体）第二章「本県スポーツの現状と課題 2項目における同題（3）本県スポーツの課題」としまして、26ページに加述をし、震災により直面している現実的な課題にも言及をしたところでございます。

また一例を挙げますと、同資料の38ページ、「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進～子どものスポーツ～」の取り組みの一つ目にも、「震災」に言及をしているところでございます。

以上、2点目「理念の加述」についての説明でございます。

次に3点目、模式図の修正について、でございます。同じくA3版の色刷りの方の左側の下、それぞれ上下で比べてご覧いただければと思います。

これまで、上段左下でございます円状の基礎部に建つ二階建てを用いてまいりました。「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」は、車の両輪と一般に表現されております。事務局でも、常に

双方における好循環や、競技スポーツについては決して限られた世代のものではないこと等について、議論しているところでございます。

これまでの模式図では、どうしても生涯スポーツの上位になるものとのイメージが払拭できませんでした。これらのことから、「施策の柱Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」の基礎部分として、その上に施策1・2を表現したいという意図から、修正を加えたものでございます。これが左下の表記されたものでございます。

以上、3点目が模式図の修正でございました。

最後に、四つ目としまして「子どもの体力について」の目標を加えてございます。これにつきましては、「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」について新たな目標を追加したということでございます。

御承知のように、4月には本県児童と生徒の体力低下が話題となっております。庁内各課室長で構成する先ほどの策定委員会におきましても、このことが話題となり、成人のスポーツ実施率については目標設定がなされているのに対し、子どものスポーツを重視しているにもかかわらず、その設定がないというものはどうかという意見でございました。

事務局の方で、前田副会長と連絡をとりまして御指導をいただいたことをもとにしまして、新たに今後10年間をかけて「子どもの体力が全国標準を上回る」という目標設定を掲げてはどうかという御提案をすることとなりました。

先ほどの資料5、国のスポーツ基本計画、先ほどお配りした冊子でございます。国のスポーツ基本計画の7ページをご覧くださいと思います。政策目標の一つに、子どものスポーツ環境の整備の結果として、「今後10年以内に子どもの体力が昭和60年ころの水準を上回ることができるよう、今後5年間で体力の向上傾向が維持され、確実なものとなること」を目標にしております。

国では、昭和60年ころが国民の体力・運動能力のピークとしておりますが、当時から継続して実施されている体力・運動能力調査項目は握力、50メートル走、1,500メートル走の3項目だけであります。また、本県の子どもの体力・運動能力のピークは昭和55年ころだったかと思うのですが、その背景には戦後子どもたちの体格の向上に伴い、体力・運動能力が持続的に向上してまいりましたが、前田副会長の分析によりますと身長と体重の増加傾向には差異がありまして、身長が頭打ちとなり体重だけが増加傾向を示してまいりました時代以降、継続的な体力・運動能力の低下傾向が考えられます。

現在、本県の子どもの体力・運動能力は全国水準を下回っている状況にあるとともに、一時

は低下傾向に歯止めがかかり、上昇傾向へと転じるかのようでもありましたが、再び前年度を下回る傾向が目立ってきております。

したがいまして、全国水準を下回っている現実がございますから、まずはこの10年間をかけて全国水準を目指すことが、毎年目に見える目標になり得るのかなと考えたところでございます。

具体の記載は、これまでのもののほかに、資料の2に戻ります、中間答申案（本体）の方ですが、30ページ第四章の施策の展開、2施策の柱と目標として30ページ及び32ページ、4施策の柱と基本方向（1）「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」【目標】に加えたところでございます。

最後に、資料の2の答申中間案（本体）の73ページからの第五章「計画の推進」においては、今後の計画の推進に向けて関係機関等の協働が重要なものとしまして、役割の明確化を図るものでございます。その中に、先ほどの宮城の将来を支える子どもの体力・運動能力の向上が喫緊の課題であるということを再認識するために、26ページの本県のスポーツの課題について、関連部分を再掲していきたいと考えてございます。

以上、私の方から（仮称）宮城県スポーツ推進計画（答申中間案）における全体構成と審議会からの主な修正点について御説明を申し上げました。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○中島会長 ありがとうございます。

今、事務局から主に資料の4だと思いますが、これまでの議論を踏まえて修正というか変更が加えられた点について御説明がありまして、主に4点ございました。

それで、実はあらかじめ私に渡されましたシナリオでは、資料2に従って各章ごとに議論をしていただけないかということ打ち合わせではいただいておりますが、私伺ってしまして、いきなり資料2の各章立ての1章から順に議論というか、問題点を提起するというやり方に、今までの説明とダイレクトに結びつくかどうか少し心配になってきたのですが、事務局の意図を御説明いただくわけにはいかないでしょうか。つまり今の御説明ですと、主要には4点の変更点というか、4点あったと思いますが、そのことと資料2、いわば計画の本体ですね、その各章立てのところはどう符合するかということが、何か突然振って申し訳ないのですが、説明していただけると委員の皆さん方は意見を出しやすいのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○土生班長 ありがとうございます。

まず、本県が震災を踏まえて新たなスポーツ推進計画を策定するということになりまして、非常に大きな関心事になろうかと思えます。本計画を手にした方々は、まず理念、目指す姿、そして基本的姿勢、そしてそれに基づく柱、目標、そして基本方向という順で着眼されるのではないかと考えています。その中で、東日本大震災の記述を理念の目指す姿に挙げたということは、非常に大きな部分であろうと思えます。

新たに大きな変更点としましては、子どもの体力・運動能力の向上について具体的な数値目標を設定していきましょうというところがございます。

そのようなことから、課長からは大きな変更点から御説明を申し上げたところではあります。審議会で頂戴しました意見をこれまで積み上げてまいりました。本体では順を追って各章の中に高次なものから具体的な方向での記載をしてあります。このようなことから本体について、順を追って確認していただければというところで、会長にお話しを申し上げた次第です。

なお資料の一部訂正ですが、基本姿勢4には、「宮城の特色を活かす」がプリントの不具合から欠落しておりました。根幹をなす「宮城の特色を活かす」というものが生きておりますので、加筆いただければ幸いです。

○中島会長 突然に話を振りまして申し訳なかったのですが、どうやら基本的なイメージというか大枠の観点での変更というのをまず基本的に説明されて、我々この委員会としてこの場としては、できることなら資料2に従って、各章の流れを意識していただいて、そこで議論を進めて欲しいというのがただいま事務局のお考えのようですが、若干繰り返しますと四つ主に変更点があって、一つは観点ということが、これまでは資料4の上の方の段で四つ掲げられてきたものが、基本的には基本方向なりの中にならば溶かし込まれているのではないかとこの考え方。さらにはマクロからできればミクロへという書き方をしたいという説明の中で、この観点というのをあえて表に出すというやり方ではないやり方をとりたい、そういうことが一つだったと思います。

二つ目としまして、目指す姿の中に東日本の震災の文言を、それまで目標とか、よりいわば3カテゴリーの中に入っていたものを、より上位のところへ上げてきて、理念の中でうたいたいということが2点目かなと思えます。

それから3番目に模式図に大きな変更だと思えますが、いわば3段構えだったものを2段構えにしたい。ベーシックなところでは、環境づくりというのを下段に置いて、これまでいわば競技力向上と生涯スポーツを上限関係に置いていたものを同列と見なして、全体としては2段構えとしたいというのが三つ目の観点だと思います。

それから、第4番目につきまして、子どもの体力という問題をいわば前面に出して目標のところに掲げたいという御説明なのかなと思います。

これに従って、資料に各章の構成もそこの中に文言も盛り込まれているという御説明でありましたので、議事の進め方ですが資料2に従ってというような事務局の御意向でよろしいでしょうか。あらかじめの打ち合わせでは、第一章から順に御意見を出していただければなということだったのですが、まず議事の進め方に御意見ございましたら、いかがでしょうか。

あるいは、少し先走っているかもしれません。今の事務局の御説明の中で、たちまち質問したいというようなことがあれば、受けた方がいいかなとも思いますが、いかがでしょうか。

余り強引に固めるつもりはないのですが、1章から3章くらいを一塊にして、それぞれで御意見なりを伺ってはどうかという、15分程度の時間を見ていたようなのですが、こういう進め方でよろしいでしょうか。意見が多少先へ飛んだり、それぞれの委員の方の得意技があると思いますので、多少の前後は当然許されると思いますが、それではどちらかと言えば前の方から、第一章、第二章、第三章くらいを少し意識していただいて、いわば計画の前提といいますか、大きなイメージにかかわるところで、今までの御説明も含めて御意見なりを出していただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

○白幡委員 済みません。一つ聞き漏らしたのですが、今、最後のところで大きな施策の柱Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの関係を、Ⅲをベースにしてその上にⅠが載っている模式図です。Ⅲをベースにして、その上にⅠが載っかっていて、その上が平面になっていますよね。二次元で表現されていますが、三次元じゃなくて。これは、ⅠとⅡが同じだという意味合いでということなのですか。前のときは3段構えになっていましたよね、上の図は。それを平面的に描いたというのは、少しそのところが今、聞き漏らしました。

私は、このⅠ「生涯にわたるスポーツ活動の推進」があって、その中から子どもの世代、働く世代、高齢者世代のほかにトップアスリートの少し背伸びした人間たちが出てくると思っていたのですが、ここが平面になっているということの意味合いが、少し私説明の中でわからなかったのです。

○中島会長 事務局に振ってよろしいでしょうか。私がいきなり説明するより、やはりよく分かると思うのですが、いかがですか。

○土生班長 白幡委員が御指摘のように、競技力向上に特化した部分は、一般にピラミッドの上部のようなイメージを持たれる方々が多いのが現実かと思っているところです。しかし、車に例えれば、生涯スポーツ、競技スポーツはその両輪となります。スポーツシーンにおいて「私

は生涯スポーツをやっている」、「私は競技スポーツをやっている」と意識しながらやっているわけではありません。双方とも同じスポーツシーンであり、敢えて双方を同じ層に盛り込んで、幅広いスポーツシーンの中で競技に携わっている特化したシーンが競技スポーツであると意識したところでした。

○白幡委員 逆に分かりにくくなっているのではないかなと思って。やはりすそ野が広がると、頂点も高くなると思うのですよ。ですから、やはり別にピラミッドに書く必要はないのですが、上にあるような三段構えで健常者も障害者もそれぞれで、子ども世代、働く世代、高齢者世代、それぞれやはりトップアスリートに出てきて欲しいし、出てくるべきだと思うのね。だから三段構えの方が、立体的に表した方が分かりやすいのかなと。平面って、少し意味合いが余計に分かりにくくなったのかなと思います。話はわかったのですが、聞く方は分かりにくい。理解する方は、理解しにくいのではないかと思いますね。直接説明を聞かないと、理解できないと思います。

○前田委員 今の話と関連して、1の「生涯にわたるスポーツ活動の推進」というところが前まで残っていますので、それで分かりにくくなっているのではないかなと思うのです。それで、3のところは環境の話で、その上に載っているのは人というか実際のスポーツ活動の話ですので、競技スポーツも生涯にわたるスポーツも同じということであれば、2の上に生涯にわたるスポーツ活動の推進というのをもってきて、同じ枠の中で1を2の上に文言としてもってきて、そこにそのまま2も同じところで位置づけてしまっただけではいかがでしょうか。

○中島会長 それは、上の3段構えの1と2を逆にするようなあれですか。

○前田委員 いえ、下の2段構えのままで、上の方は子ども世代、働く世代、高齢者世代、それから健常者、障害者、どこにとっても生涯にわたるスポーツ活動の推進というのがまずあって、その中でもどの区分でも競技力向上に向けたスポーツ活動の推進というのが当然、高齢者であっても障害者であっても同じようにあるという、そういう意味合いで1段減らされたと思うのですね。それであれば、1の生涯にわたるスポーツ活動の推進というのは元の位置に残っていますが、これを上に上げてその平面の中で2「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」の上に1「生涯にわたるスポーツ活動の推進」ともってきてはいかがでしょうということですか。文言だけを上に。

○中島会長 前田委員の案は、1「生涯にわたるスポーツ活動の推進」、これを2「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」、その上のところに同じ枠組の中に入れ込むという、そういう案ですね。理解できますかね。

- 前田委員 下の方は環境の話で,上の方は人といいますか実際のスポーツ活動のところなので。
- 中島会長 私から少しお尋ねしたいのですが,今の議論は資料2の章構成なり書き方なりに大きく影響しているのでしょうかね。
- 土生班長 章構成や記述自体には影響しておりません。まずスポーツを支える基盤があり,そしてすべてのスポーツシーンがあり,その一部に特化した競技スポーツがあります。本来であれば基盤を初めに述べ,そして生涯スポーツ,そして特化した競技スポーツを記述していくべきではないかということもお話を申し上げました。一方で全国的な書きぶり等々でもおおよそこのような書きぶりになっていたものです。従って,この順は変えずに1・2・3ということで,1はまず大きくスポーツを捉えましょう,そして2は競技に特化しましょう,そして3は基盤を述べていきましょうというこの章立てで構成しております。模式図の変更は,本体における記述自体への影響はありません。ビジュアル化した模式図において,3層構造というものを2層構造へ,そして競技スポーツという通し柱を一本通したというところです。
- 平塚委員 事務局で考えられているのは,生涯スポーツと競技スポーツを両輪だという前提でやろうとしているのがこの形だと思うのですが,体協の大和田先生がおられて私が言うのもおかしいのですが,競技スポーツだってすべてがトップアスリートを目指しているわけではないと思うのですよ。競技スポーツだって,長く高齢者でその種目に携わっていきこうというようなアスリートもいる。それから生涯スポーツだって,生涯スポーツの中で世界を目指そうという部分だってないことはない。
- そうするとトップアスリートという,例えば何もオリンピック種目だからとか何かでなくて,競技だって長くやれて別に一番上をやりたいという方でなければ,この最初の2階建てまではいいのですが,それから生涯スポーツも競技スポーツもその上を目指すというのがトップアスリートという表現になれば,3階建てでもいいのかなと。2段目までは生涯スポーツも競技スポーツも,子ども・働く世代・高齢者・障害者で構成する。それで,各々自分たちが選んだ道で上にいきこうとすれば,競技スポーツのトップアスリート,それから生涯スポーツであってトップを目指す方々がないわけじゃない。例えばワールドゲームスやマスターズで頑張りたいとか,そういう方々もトップアスリートの部類に仕分けすれば,別にこの3階建ての中で表現してもおかしくはないのかなと私は考えます。
- 競技スポーツをやっている方が,すべてトップアスリートを目指していることではないというのは,先ほど前田先生の御意見もいただきながらです。以上です。
- 中島会長 勝田委員,どうぞ。

○勝田委員 今の平塚さんの件に、基本的に賛成です。というのは、競技スポーツとか生涯スポーツという言葉の定義をうまく両輪という形で表したのだと思って、基本的にはスポーツ参加の環境とか参加の仕方なのだと思います。今おっしゃられたように、競い合いを楽しみながら参加する人もいますし、だんだんそこから高度な競い合いとか、さらに国際的な競い合いとか、そういう競い合いの部分をどう表現するかというのが、今競技スポーツとおっしゃられたエリートスポーツというところなのだろうと思います。宮城県が、この図でその高度な競い合いの、これは先ほど前田さんがおっしゃったように環境のことをもし表しているとするならば、高度な競い合いの環境整備ということ、例えば余り視野に入れないということであればこの平面図でも理解ができるかなと思うのですが、例えば競技別の強化拠点とか、ナショナルトレーニングセンターのネットワークの拠点を宮城県も一緒になって構築していくということに行政的な活動を柱に考えるということであれば、一旦平面にしちゃうと高機能な、本当に高度に競い合うところの環境整備というのをどう考えるのかなと少し考えました。

したがって、この高さ・低さは別にしても、高度に競い合っていく、世界的な国際選手権とか、あるいはプロスポーツもそうですが、そういった高度に競い合いを行うところの環境とか拠点づくりとか、あるいはそこの人材育成のプログラムとか、そういうインフラを行政施策として考えるのであれば、高さ・低さは別としてもこういうように少し段があってもよろしいかと思います。

○中島会長 結局、何か元の図へ戻るみたいなのですが。

○土生班長 事務局が考えたものと、委員の先生方からご意見により、本県のスポーツシーンをより共有できたものと思っています。少しこの模式図も、幅の広い世代で健常者も障害者も、そして競技力向上に向けて本県のスポーツを推進していきたくイメージを持たせられるよう修正したいと思います。

○中島会長 図をつくったりするのは、大丈夫ですか。

○土生班長 イメージが共有できましたので技術的にもクリアできます。

○中島会長 専門監、1と2の上下関係という問題があるのですが、多分その両者の関係をどう捉えるかの方が、むしろ重要なのでしょね、多分ね。

○菊池スポーツ振興専門監 今おっしゃったとおりなのですが、どうしても3段にしてしまいますと一番上が競技スポーツとなったときに、ビジュアル的に見た場合に少し上位という観点が先にきてしまう。そういうのを払拭したいというのが一つありまして、今おっしゃったとおり施設の面とか、競技をそのままアスリートの的に育てていくとか、そういう面から言えばどう

しても3段なり、そういう表現が一番分かりやすいかと思うのですが。

ただ、言葉として3段にしてしまいますと、何か競技スポーツが生涯スポーツの上にあると、上段にあるという、少しそういうイメージがこの3段にした場合にとることができました。少しそれとは違うのかなという内部の意見もございまして、いろいろ駆使した関係でそういう2段になってしまったという経緯がございました。今の意見をもう一度踏まえて、少しこの辺は再検討させていただければと。今、いろいろな意見をいただいて、大体イメージがだんだんまとまってまいりましたので、そういうことでよろしく願いできればと思います。

○白幡委員 どうしても上下関係にしたくなかったら、ここのところを立体的に彫り込むと良い。2段目のところを立体的に下に彫り込む。そういう図にすれば2段構えの中で、その中でもやはり国際的な競争力を目指すアスリートが出てくるのですね。これは健常者でも同じだし、障害者でも同じですよ。それぞれのジェネレーションが、みんな目指すわけでしょう。彫り込んでやれば、2段構えの中で言えますよ。

でも、素直に3段にしても良いのではないのでしょうか。

○菊池スポーツ振興専門監 皆さんに、今、意見をいろいろいただきましたので、それを参考にもう一度考えさせていただきたいと思います。

○中島会長 じゃあ、今の件を引き取らせていただいて、少し考えるということですので。ほかにいかがでしょう。

○白幡委員 もう一つありますが、少し前回のときに本当はもう少し言わなきゃいけなかったのですが、12月のときですか。今までの説明でも、特に東日本大震災でという話がありましたよね。私は、これをずっと休み中も読んでいて、今回の東日本大震災あるいは津波でもって子どもたちが、我々も含めてなんですか、いわゆるそこで活躍する場所、我々で言うとピッチが失われているクラブチームがたくさんあるわけですよ。あるいは、学校施設が仮設で十分果たせないとか、今までは運動場が使えたところがいろいろなものがつくられたりとかということ。実はこれは3年だとか5年だとかで復活するときには、今、宮城県の中でそういう子どもたちが運動する場がどれだけ失われているのかということ。もう少しみんなで数値的にデータ的に共有化して、それを本当に5年という長いかと思うのですが、3年くらいの中でもう一度復旧していくのだということ。強くうたってもいいのかなという気がして、少し休み中読んでいたのです。

それで、新たに今日ありましたよね。大震災と言うのであれば、どこかの前書きでもいいですが、そういうことをもっともときちんと書いておいて欲しいなという気がしました。

- 中島会長 白幡さんの今の御意見、特に子どものことを考えてと捉えてよろしいですかね。
- 伊東教育次長 内部で検討している中でもやはりそういう話が出まして、本県スポーツの課題というところには、学校とか子どもの環境において空間が少なくなっている等、いろいろな社会体育施設等の被害も含めて、一つ一つ当県は復旧を目指していかなければならないのだというような課題としては押さえています。
- 白幡委員 それもありますが、その図と別な話ですが、基本の方向のところでもそこを何かはつきりうたっていないのですよね、本当に何とかしてあげようということは。今、福島県の方々だって宮城県に場所を借りにきているわけでしょう。片方、除染の話が宮城県でもあるわけじゃないですか。そういうことを本当に早めに手を打っていかない限りは、環境の整備なんかできないですよね。そこをもっと強く、東日本大震災を表に出すのであればうたって欲しいなど。この時期ですから、あえて。
- 土生班長 69ページ「身近なスポーツ施設の充実」において言及することができるかと考えます。
- 白幡委員 だから、非常にそういうあいまいな言葉で終わっちゃって、もっとはつきりうたいこんで、県民が期待できるようなそういう振興計画になって欲しいと思いますよ。
- 土生班長 県として、できること、できないこと、これは確実にあるところです。基本的な方向としては少なくとも震災前よりも機能的にはいいものをつくって、次の10年につなげていきたいと思っています。
- 中島会長 どうぞ。
- 高橋委員 今回子どもの体力の話が出て、それから震災の話が出て、私は3月まで気仙沼に住んでいましたのでどういう状況になっているかという、例えば22ページの子どもの体力低下の理由、県のアンケートで県民は「空き地や安全な路地が少なくなった」を2番目に挙げているのですね。つまり場所がないということです。

それで、気仙沼で何が起きているか。子どもが遊ぶ公園という公園、学校の校庭という校庭、みんな仮設住宅です。全く場所がないのです。だとして、県が子どもの体力を上げようというのを目標にして「環境整備します」と言っているのに、その点を触れないでいたら何にも変わらない。すごく難しい問題で、ほかの課のことにもなるのですが、例えば仮設は本当に2年ですか。これは大変難しい問題なのですが、じゃあ例えばこのスポーツにかかわる私たちの方面からは、こういう方をもっていきたいとか、ここはある意味県のやる役目なんじゃないかなと思うのですね。そこをやはり、もし子どもの体力で震災からの復活と言うのであれば

ば、そこを環境整備の中に入れていかないと、やはり何か一番やるべきことが抜けるような気がします。

○中島会長 関連して、ほかの委員の方いかがですか。大変貴重な御意見だと思いますが。具体的に全体として、どのくらい運動施設なりがいわば喪失されているかというのは、多分把握しているのではないのでしょうか、県としても。それをどういう出し方をするかはもちろんあるでしょうが、現状把握はそんなに難しいことでもないとは思いますが。もちろん、ただ復旧すればそれでいいのかという問題ももう一歩先にはあると思うのですが、とりあえず現状把握は白幡さんもおっしゃったようにそれを踏まえる必要があって、一刻も早い復旧というかそれはやはり言ってもいいように私には思います。

さらには恐らく都市計画にかかわるような、もっと重要な計画というのがあると思います。

○伊東教育次長 今、御説明できるデータとして手持ちではないのですが、基本的には学校でどれだけ仮設住宅が校庭とかいろいろなところで使われているとか、あとスポーツ少年団なかなか活動場所がないようなことについては、聞き取り調査をしているというようなデータはありますので、現状というものをある程度踏まえて、それでそうした施設・環境を早く復旧させていくというような文言というのは、少し入れ込みたいと思います。それはやっていかなければならないことですし、いわゆる社会体育施設等も含めて復旧していきますので、それについては入れ込んでいきたいと思います。

ただ、それまでなかなか時間もかかるかということで、狭いところでどう子どもたちに体を動かしてもらうとか、そういうことについては少しずつそれぞれの柱のところに入れ込んでおりますが、根本的にというかやはり場がないということに対してどう対応していくかというのを、もう少し明確に書き込みたいと思います。

○中島会長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

私、会長という場を離れて一つだけ聞いておきたいというか、打ち合わせで申し上げるべきかもしれませんが、基本方向を考える観点というのが溶かし込まれたというか前面には出さないということで、若干危惧するのは女性という言葉が消えるのではないかという、私としては危惧する面があるのですが、これはいかがでしょうか。

例えば一例を挙げますと、私に関心持っていますベガルタレディースが戻ってきたというか、そういうことを考えてみた場合に、やはりこれからは女性のスポーツを非常に重要なものと考えざるを得ないと私は思っている人間の一人なのです。基本方向の観点の中には障害者・女性が前面に出ているわけですが、その後の図の中でも女性というのが消えて、若干後ろへ引いた

のではないかという印象を持たれかねないように思いますが、この点、どうでしょうか。

○土生班長 この計画の策定にあたり、本県のスポーツの未来には、女性がキーポイントであるということでここまで進んでまいりました。課長が先ほど申しあげましたように、女子あるいは女性のスポーツについて、41ページ、52ページと二つ大きなところで女子、女性のスポーツを盛り込んでいるところです。その思いというのは、トーンダウンしていないところなのですが、一方でそのように捉えられるのかなと、今、改めて感じたところです。

皆さんからの御意見を参考にさせていただきます。女子あるいは女性のスポーツシーンの充実、次の10年そして続くその次の10年、そして何十年も本県スポーツのキーポイントになるのではないかというところの思いは、変わっていないところです。

○中島会長 トーンダウンをしたつもりは全然ないということなのですが、何か関連してございませんか。

○白幡委員 それよりも、先ほどの説明で基本方向の最後なのですが、それを考えるときの観点を外さなければいけないというのは、何でしたか。私聞き逃したかな、なぜ基本方向を考える上での観点を、マクロ・ミクロという、私、マクロでもないと思います。大きな柱があって、その柱に対する成果指標があって、それを達成するための手段を考えるときに、基本的にはこれを押さえておきましょうということでも、別に抵抗もないような気がして聞いていたのがね。外さなきゃいけない必然性はないですよ。マクロ・ミクロって考えなくてもいいのかなという気もしているのですが。

○菊池スポーツ振興専門監 今、見ていただいて、これは感じ方かなとは思いますが、一つはその施策の基本的な理念、それと基本姿勢、そういう基本的なところがありまして、それについて、どういう柱を立ててやっていくか。そういう柱を立てたものについて、じゃあ目標はどうしましょうかと。それをだんだん順番立てていって、最後に基本的な方向ということで具体的なものにつながっていくという、一つの流れの方向性を持ちたかったというのがありました。

それで、例えば今、ミクロ・マクロって言いましたが、施策の柱がありまして、目標がありまして、その目標について数値目標はこういうものと、そこまで一応数値目標なりが出た時点で、そこで観点というところでまた一つの考え方が、広がってしまう。例えば一つの目標で来ている場合に、その観点が今度はいろいろな広がりを見せてしまう。安全性の問題や、だれもが、いつでも、どこでも、という、広いまたベースのところに戻ってしまっ、そこからまた基本方向という具体的なものに入っていくということです。一つの流れとして、視点というものは非常に大切なのですが、その位置じゃなくて、それはある程度施策だとか、またそう

いう最初の段階のところを踏まえて考えていただいて、今回中間案を出すに当たってそういう観点というものが、いろいろな方向性の具体的なものに、ある程度反映されてきていたのではないかということです。ただマイクロ・マクロだけじゃなくて、検討していただいた成果というものが、ある程度基本方向の中に盛り込まれてきているのではないかということです。一般の方に見ていただく場合に整理されたものとして見ていただいた方が、見やすいのではないかと。あと、内容的なつながりというものが分かりやすいのではないかとということで、外させていただきましたということをごさいます。

ただ、若干マイクロになって、そこでまたマクロになってというだけじゃなくて、今まで議論してきてきた中で、基本方向の中にある程度反映されてきているというようなことで、こういう形の後段のものにさせていただいたというようなことをごさいます。

○白幡委員 済みません、少し私の前の仕事の経験で言うと、基本的に最初の理念というのはビジョンだと思うのですよね。それで、その三つがミッションだと思うのですよ。それでアウトカムがあって、アウトカムを実現するためにいろいろな方法論があるのだが、方法論というのはアクションプランなのですよね。方法論があるのだが、あれもこれもやっていいわけじゃないので、基本的な前提となる条件を押さえておきましょうというのは、要するに私はマイクロとマクロという考えじゃなくて、そのアウトカムの次を考えるとアクションプランの前提条件となるものをきちっと押さえておきましょうというのは決しておかしくないし、逆に何か全体これだけのものを読むのは大変ですから、1枚で理解したいなといったときに、基本的な考え方を出した方が分かりやすいと思いますよ。

○鎌田委員 毎回話をしている、自分でわからなくなってしまうことがあるのですが、この観点なのですが、正直言って一番分かりやすい、ほかのだれもが、要するに普通の人たちが見ても一番分かりやすい言葉なのではないかなって、ぱっと見たとき思ったのです。一体これはじゃあどこに入っているか、下のものを見たときに、例えば本当にしっくりするのは「だれもが、いつでも、どこでも、幾らでもスポーツに親しむ環境の整備」、下で言うとじゃあどれが入るのかなという、この言葉が一番分かりやすく、結局見つかりにくいところがある。

先ほど女性のスポーツってあったのですが、やはり運動しないのが働き盛りの女性と言われるならば、これをメインともってくるのだったら、その下のところには先ほどお話があった女性という言葉がないのですね。この中に含まれてしまうというお話が最初あったわけで、そうすると言葉がやはりあることによって意識づけされるのではないかなという感じがします。だとすると、やはり大事な言葉じゃないか。

あと、みやぎの特色を活かしたスポーツの推進については、先ほど基本姿勢の中に4番「みやぎの特色を活かす」、これはわかるのです。あと「スポーツにおける安全の確保」と言われたときに、「安全の確保というのはどこかしら」ということになるわけで、そうするとやはりこの観点をどこに置くかは少し今、お話しできないにしても、言葉自体はとてもだれにでもわかる内容ではないのかなということがあります。

あと、先ほど子どもの体力についての話があったのですが、やはり場所ということはとても大切だと思います。特に、今、場所がない子どもたちにとっては、すごく必要なのです。だとして、場所がなければ、じゃあ狭いところでどんな運動をするのかと言った場合に、だれがどこでその子どもたちにその知識なり活動なりを教えるのか、またやらせていくのか。家庭の中でできる運動、学校の中でそれこそ体育の授業だけではない、何かこういうところもできるということを、体育の授業の中で先生方が理解して意識づけさせるような指導を心がけていかなければ、日常の生活の中にはそれは広がっていかないのではないかなって感じるわけです。

だとすると、そういう細かな具体的などころを述べるというか、ここに付け加えていかなければいけないのではないかと。正直言って、見ていますと、とても漠然としたものでしかここにはやはり載っていないわけですね。だとすると、先ほどお話しした地域の中で、学校の中で、こういうところでこんなことを広めていくみたいなものがあれば、より水準を高めていく何か効果的なものにつながっていく。一番大切なのは、やはり日常化というところだと思うのです。それは、女性のスポーツも同じなのですが、日々生活の中でこんなことというのが広がっていくものであったらいいなと感じています。

○中島会長 いかがでしょうかね。白幡さんから基本方向という、あえて溶かし込むというのではなく、それがあっていいのではないかとというような御意見ですが。

○前田委員 私も、観点というところはとても分かりやすいなと思っていたのですが。観点というよりも、どちらかという目標に近いのかなと思ったのです。環境整備ですとかスポーツの推進とか書いてありますので、これは目標のところに入れていったらどうかと思います。

例えば「それぞれの世代に応じて」と書くよりも、「だれもが・いつでも・どこでも・いつまでもスポーツを実施する」「県民がスポーツを」というような、この目標のところには障害者とか女性スポーツとかというものを含めて、言葉をこちらの方に移していくと、目標がもう少し分かりやすくなるのかなと思います。いかがでしょうか。

○高橋委員 今の意見、どちらにしても観点という考え方を生かしていくのは、すごく大切なことだと思います。それ以上にもっと大切なのは、障害者とか女性ってわざわざ観点にあったの

に、最後の基本方針に何も無い。子ども・働く世代・高齢者、これは枠組であります。障害者はないですね、女性もないですね。そう考えてやったのに、どんと基本方針で明確に出てこないのはおかしいのではないのですか。もしかすると意地悪に考えたのは、基本方針・報告ありきだから、ある意味観点外しちゃった方が見えなくなるのかなと思いました。

- 菊池スポーツ振興専門監 決してそういう考え方じゃなくて、今の皆さんの意見で「非常に言葉そのものも分かりやすいし、大切どころだ」ということで、目標や基本方向にそれを入れるのではなくて、話がありましたとおり、言葉という形で非常に分かりやすいということがございますが、先ほど出た障害者・女性のスポーツの推進というのがはっきりと基本方向に含まれていると言いつつも、言葉とかが出てきていないところが、こちらとしても一番、この部分をどのような形で表現したらいいのかということに非常に悩んだところではございました。基本方向の中に女性に対する施策とか、運動する場の問題、女性のアスリートの問題、そういうものを中に随所に入れて、各世代でそういう女性に対してこういうものが必要であろうというものを中に入れ込むことで、言葉は中に含まれましたという言い方をさせていただきました。

今の皆様の御意見、非常に分かりやすいということで、我々も県民の方にお知らせするとき、一般の方が分かりやすいような表現でということに常に思っておりますので、今の先生の御意見を非常に参考にさせていただいて、今、話に出ましたが、目標施策の柱とか何かその辺の内容のところの言葉を、再度位置は別としてもその観点というものを別なところで分かりやすく入れるとか、何かその辺を考えてみたいということで、今の皆様のそういう温かい意見を大切に、もう一度ここは考えてみたいと思います。

- 白幡委員 一つのアイデアですが、余りいろいろ変更するのは大変ですが、例えば先ほどの観点が四つありますよね。特色を活かしたというのは、一つ基本姿勢に入っていますよね。それから、先ほど前田先生が一番頭「だれもがいつでもどこでも」というやつを、「それぞれの世代に応じて」という言葉よりも何かこっちが平たくて分かりやすいということになると、目標の言葉の中に入れると、あと残ったのは障害者・女性スポーツの推進と安全の確保ですね。これを基本姿勢の中に入れてもおかしくないですね。そうすると、皆さんが気にしている、私は決してミクロ・マクロって思っていないのですが、皆さんが気にしているミクロ・マクロの観点からここを外しても、それを基本姿勢の中にうまく入れ込めれば、言葉としてはきっと残るし、みんなも認識できるという形になるのかもしれない。

- 伊東教育次長 確かに基本姿勢の中に入れ込むというのもいろいろ検討はしてみたところではあります。県民が主体とか役割の明確化というのと、障害者・女性スポーツというものを一

緒に並べると、やはり違うのかなというような感じになります。それで、ここにはなかなか馴染まないかなという、行ったり来たりした経緯がございます。一方で子どものスポーツにも全体的に力を入れるというものも要りますし、障害者・女性というところも入れたいというのをどこで打ち出していくかというので少しいろいろ悩んだ末です。そういう意味でこの観点というのは非常にそれぞれが重要なのですが、様々なレベルのことが入っているので、ここで並べると前の方で出てきたことと同じようなことを言っていたり、初めて出てきたりとかということで差異が生じてしまい、ある程度基本方向に溶け込んだものは、途中検討課題ということで観点としては最終段階ではなくしてもいいかなという判断もありました。確かにお話があったように溶け込んだという意味では見えなくなってしまうところがあるので、そういう意味ではお話がありました目標なりのところ、あるいは施策の柱とか、課題を受けて今後どういう柱で、どういう目標でというところで、やはり障害者や女性のスポーツというところを重点的に展開していくべき観点を、その段階で少し入れ込ませていただくような方向で、検討させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○中島会長 ほかの委員の方、問題を引き取らせてもらうという、先ほどと同じような対応でよろしいでしょうか。

○伊東教育次長 済みません。

○中島会長 では、今の問題にかかわらずほかのことでも結構ですので、御意見を伺いたと思います。

○前田委員 そうですね、もう何か話がいっぱいです。

○中島会長 四章はよろしいですか。四章が中心になりますので、できれば四章に時間をかけたというのが本音なのですが。

○前田委員 全体構成図の中で、新しく入ったのは子どもの体力の目標が全国平均を上回るというところになっていますが、これは成人の目標と並べると随分大まかといいますかあいまいといいますか、もう少し具体的な目標があった方がいいのかなと、さっきから見て思いました。

例えば、成人の方で週1回以上のスポーツ実施率とか、具体的な時間とかが書いてありますので、実はWHOのパフレットでアメリカのスポーツ学会等が推進している具体的な時間というのがあります。それは、激しい運動を1日15分、激しい運動15分を含めた1日1時間以上の活発な運動が子どもには必要だということを、WHOでは言っているのですが、そういう時間だと激しい運動というのは小学校では鬼ごっこ程度の運動で、活発な運動というのはちよūdō宮城の元気アップエクササイズ程度の運動と思いますが、それを体育の時間も通学の時

間も含めて、とにかく1日1時間という具体的な時間が上がっていますね。

宮城県の子どもたちは、1週間で1時間も運動しないというような子どもたちが非常に多いというようなデータも出ていますので、1日1時間、激しい運動15分程度含めた1日1時間というような数字はいかがでしょうか、目標として。多分それくらいの運動をすると、全国値くらいのところまで行くのではないかと思うのですが。

○土生班長 庁内及び関係機関で構成している子どものスポーツ分科会において、前田副会長のおっしゃった何分間の身体活動について言及すべきではないかとの議論がなされました。成人についても、メッツ指標等を挙げていくべきではないかという話題もありました。子どもの運動時間について何分以上やりましょうというのは、現実的には個々の発達段階等もあり、ガイドラインとしては支持するところ大ではありますが、県としての目標に掲げることについては若干そぐわない部分があると判断した次第です。県の数値目標として、運動時間あるいは運動量について言及は躊躇したのが事実です。

また、この数値目標においては、成人については国の目標に準じて具体的に記載をしています。子どもの体力・運動能力において「全国水準を上回る」というのは、数字が入っていないものですから、委員の皆様において具体性に欠けるのではないかと感じられるかもしれません。これまでの経験値から、本県の子どもの体力・運動能力では全国水準より低いことを認知しています。そこで、まず、本県の体力・運動能力の水準を全国水準に回復するまで毎年、前年度を上回ってまいりましょう、そして、全国水準に到達しましょう、更には、それを追い越していきましょうという意図の中には、具体の数字が見えていると思っております。

繰り返しになりますが、子どもの運動時間について言及することは、ガイドライン的なものとしては有効な手段であります。しかし、行動・数値目標として、県が掲げるというのは、踏みとどまったのが事実であります。

○前田委員 ガイドラインというよりは、やはり一つの目標ですね。子どもたちが1日1時間の運動時間を確保しましょうという、目標としてはまあ分かりやすいかなと思ったのですが。まあ、おっしゃることもよく分かります。

○中島会長 白幡さん。

○白幡委員 これも難しいと思うのですが、スポーツの価値観を「する」「見る」「支える」という三つ挙げておいて、今の子どもと成人という話もありますが、「する」の目標はあるのだが、「見る」「支える」の目標をどう置くのか。「する」「見る」「支える」という言葉が結構出てくるので、定性的にはこんな形にしたいなという目標値に入っているのですが、実際「見る」「支

える」というところを何か目標値をどうしましょうという議論はしたのかしないのか。実際、いいアドバイスできないのですが、ただ三つこういつも並べますのでね。

- 土生班長 「する」「見る」「支える」、幅広い県民に、生涯にわたりスポーツとの様々な関わりを持ち続けて頂きたいことを示すテーマです。しかし「見る」ことについての目標値、あるいは「支える」目標値というのは、なかなかこれを設定することは困難であるのも事実です。加えて、本県においては、すべての県民において個々の身体状況に合わせてスポーツを「する」ことをベースにしていきたいと考えています。10月の審議会において、岩瀬委員から「スポーツは、「する」ことがやはりスポーツの原点ではないか」と御意見をいただきました。

このことを、本体ではスポーツの意義として、3ページのところでは二つ目のセンテンス、本県ではスポーツを広く捉えています。その中でも「する」ということを基本としてというところで、「見る」「支える」ということでもあります。

- 白幡委員 実際そうだと思うのですが、どうもこの資料をずっと読んでいて、国の計画も読んでいて、「見る」は確かにそうですが「支える」というところに括弧書きで指導者の話が出てきましたでしょう。「する」ためにも、ものすごい大きな一つの要素じゃないですか。そうして、やはりこの支えるというところは、特にボランティアの方は別に「する」で出てきているからいいのですが、育成に携わる人たちの何らかの目標値が出てこない、その「する」もうまくいかなのかなという気が少ししたものでね。「見る」は聞きますが、「支える」は何か大勢考えてもらっていいのかなという気がしますね。

- 高橋委員 1つ前の子どもの体力のところ、例えば1時間という運動時間、1時間でいいのかというエビデンスがないので、その1時間を目標に載せるというのは少し難しいのかなと、スポーツドクターとして「1時間で本当にいいの」と言われても、何も根拠がないので。

ただ、これは子どもにも多分目標として伝えたいことですよ。ですから、例えば「スポーツなどで体を動かす時間を増やす」とか、そういったふうにしてあげた方がいいのかなと。というのは、この全国水準という体力の診断テスト、これは全く意味がないのです。なぜそうかという、日本テニス協会のジュニアのトップアスリートのメディカルチェックをやっていますが、ほとんど全国水準です。これが現実です。飛び抜けてそれより上の人たちがトップアスリートかと言ったら、そうじゃないのです。ですからこの診断項目は、私らは今もう余り使っていない項目なので、だとすれば時間を増やす、時間が少ないと言われているから、増やすということをやりませんかという目標ではどうでしょうか。

- 前田委員 1日1時間というのは根拠のない数字じゃなくて、オーストラリアとアメリカでの

研究がありますが、1日1時間以上運動している子ども、15分の激しい運動を含めてかつ残りがメッツでいうと6メッツくらいの運動なのですが、活発な運動というそれくらいの運動をしていると、それ以外のそこから少ない子どもたちよりも体脂肪量等が明らかに、トータル的によいというデータがあるのです。そういうデータをもとにした1時間ということです。

○高橋委員 実はそのデータをもう読んでいて、それがペーパー的に学問の中で問題になっているのは、人種の違いがあるので日本人にそのまま適用できないと言われていています。なので、日本人のエビデンスのあるデータは、残念ながら今はないのです。そこが問題なので、県として数値を出すのは少しまずいかなという気はします。他の地域で大丈夫なのは、それがいいのはわかっていますし、多分いいと思うのですが、ただそれがはっきりしない。

○中島会長 よろしいですか。

○松坂スポーツ健康課長 私どもにすれば、いろいろ御審議いただいております子どもの体力については、非常に重要な問題として今回取り組ませていただいたわけでございます。あと、これと並行して、子どもの体力、運動能力を高めるための事業を中心にした3者連携会議の事業もございまして、その中での目標は全調査項目204項目を前年度、過去何年かで見てもありますが、その項目を上回る項目を80%以上にしましょうという目標を掲げたりしてございまして。その中で、いろいろ検討させていただいたのですが、もう一方では宮城県の教育委員会の運動として「ルルブル運動」という「寝る」「食べる」「遊ぶ」「伸びる」というものもございまして。子どもの体力を上げていくためには、いろいろなそういう要素も含まれて、先ほど前田先生から御指摘をいただいております体重が多いといいますか肥満傾向の子どもたちには運動とか食事とか、いろいろなものも絡んでくるかなというようなところも考えまして、今回についての従前の計画の中では「体力が全国水準を上回る」という形で掲げさせていただいて、あとは具体的なものは今、お話ししたような運動の時間ですとか食べ物ですとか、あるいは先ほどの狭い空間でもできる運動の紹介ですとかのところも含めて、いろいろな施策は講じていく必要があるだろうなということございまして、それと総合的な目標として今回こういう形で掲げさせていただいたという状況でございます。

○平塚委員 今の説明をお伺いして、確かに子どもの体力向上については非常に大事な施策という項目だとは思いますが、県のスポーツ推進計画の中で占める比重が非常に大きいという気がしています。特に子どもの体力向上については、学校教育の中での比重が非常に大きいはずなのです。我々生涯スポーツというか地域で活動しているものについては、子どもの体力向上についてどこまで手が出せるかということになると、学校との連携も含めて非常に難しい部

分があります。

ですから、各市町村の教育委員会との連携等々も含めて、どういった考え方があるのか、どういう指示が出せるのかということをも明記していかないと、どうも「子どもの体力が落ちているから、一生懸命やりましょう」とこれだけいろいろ書いていたのだが、じゃあ地域に帰ってスポ少以外で子どもたちを学校から引き出そうとしたら、具体的に学校長は「危険だからやめてくれ」とか、そういった発言が集めるときに、平気で出ます。あと、今で言うと、「原子力の線量の問題があるから云々」とかね。そういったことだと、地域として子どもたちの体力向上に関与する方法論が、非常に難しくなっていると思います。

そんなことを含めて、どうも子どもの体力向上は本来であれば学校教育の中で一生懸命やっていただいて、あと余暇の時間とかそういったものについて地域で面倒を見なさいと。地域で面倒見るときには、こういったことを基本的に注意してください。それから、安全とか何とかの担保はしますよというような具体的な例を出していかないと、実際地域で活動している人間として、なかなか地域で手を出しづらいのかなと考えています。

ですから、今、このスポーツ推進計画で非常に子どものことは大事ですが、逆に我々は子どもと働く世代、子どもと親の世代をどうして巻き込んでいくとか、それから幼児期の運動を地域としてどう連携していく、そういったことの考え方の方が大事なのかなと思って、今、活動し始めているのですが。そんなことで、子どもの体力向上は大事だが、もう少し教育者側の中でどこまでどうやっていけるという、それから地域と分けていただいた方がいいのかなと少し思ったものですから、意見を申し上げました。

○土生班長 平塚委員には、日頃から本県スポーツ推進委員協議会長として御指導いただいているところです。本計画では「役割の明確化」をはかってまいります。県が応援をするところ、市町村に取り組んでいただきたいところ、そして学校ではこのようなことをやっていきたいところ等、第五章の中に役割として明確に示していきたいと考えています。計画で示す方向性が「絵に描いたもち」ではなく、具体の施策として取り組んでまいりたいと考えます。

○中島会長 ありがとうございます。

○庄子委員 今回初めてこの審議会に参加させていただいて、事前にいただいた資料を1県民として読ませていただきました。それで、今度パブリックコメントも行うそうですが、そういう意味では最初のコメントになるのかなと思います。

それで感じたことが、具体性に欠けているなど、全般的に。それで、先ほど来出ました大震災のことを打ち出すようなことなのですが、先ほど来出ておりますが体育施設がどうなってい

るのかという現状の把握がもう少し数字的に出て欲しいなと思いますし、あとそれから女性のスポーツ参加に関しても啓発活動を進めるとか、女性の部活動参加が足りないので、啓発活動を進めるとか、あと子どもの運動時間を少し増やすとか、具体的にもう少し「これはまずいぞ」と、これを読んだ人が「現状ではまずいぞ」と、それでもう少しこれはいろいろと政策なり事業なりを展開していかなくてはいけないぞ」と思わせるというか、そういう意識づけというか、それを感じさせることが必要なんじゃないかなと、全体を見て思いました。

ですから、もう少し県民の方々の動機づけになるような数字とか、その辺も欲しいなと、一般的に見て感じました。以上です。

○大和田委員 スポーツ健康課の方々にお聞きしたいのですが、この推進計画の中間案これを見て、ほとんどのものがスポーツと健康に関しては網羅されていると、私は思うわけですよね。じゃあ、資料の4というのがある。大体のまとめが4だと思いますが、これをどうやって県民に浸透させるかというのが、大きな課題だと思います。

これから興味があるのは、宮城県民にどういう内容のものを配布して、皆さんに協力してもらおうとか、県が協力するかという資料の方が私は見たいわけですよね。これ、両方とも出せないと思いますよ。資料の4だって、県民に配ったって何のことだかよくわからないですよ。これも多分見ても、読んでもわからないと思う。どうやって伝えるかのことを、一度お聞きしたいと思うのですが。

○中島会長 関連していますか。岩瀬さん、どうぞ。

○岩瀬委員 私も、ずっとお話を拝聴してまして、このスポーツ推進委員や、調整役として期待される総合型地域スポーツクラブの役割すみ分けというのを、もっと具体的に役割を明確化したらいいのではないかということ、前回、御質問という形で送らせていただきました。というのは、今までお話を聞いていて根底に流れていると思われるのが、やはりスポーツの価値というものをどうそれぞれが考えるかということで、いろいろな価値があっていいと思うのですが、それを一人一人が考えるようなきっかけになるような流れをつくるということが、一番になるのではないかと考えています。

東日本大震災を乗り越えというのがこの計画の理念の中の目指す姿に書き加えられたことで、この10年スポーツに対する期待が非常に大きくなっていくのではないかという責任と、言葉が適当か分かりませんが怖さも感じています。というのは、例えばスポーツの場という話が出てきましたが、公園やそういうスポーツをする場が仮設住宅などになっています。原則2年利用可能と言われてはいますが、どうなるかわからない。確かにわからないと思います。で

もそういった方たちに、スポーツをするから「では出てください」と言うことができるかどうか。じゃあ、それにかわるスポーツの場を設けると言ったときに、じゃあどこにその場所があるか。もっとスポーツというものを柔軟に捉える必要があると思います。もちろん仮設などになっていない例えば全壊したような体育館というのを優先順位として高く設けて活動に移行させるということもあると思うのですが、もっと例えばスポーツというのも空いている田んぼでできるような体を動かすことから、今にあったもっと柔軟なものを地域から発信していくというような動きがあってもいいのではないかなと思っています。そうでないと、なかなか今までの私たちの目の前にあったスポーツという姿が取り戻せないのではないかなと思っています。

そこで重要になってくるのが、スポーツ推進委員の方々だと思っています。この地域での活動のコーディネート役になるスポーツ推進委員をどのように選んで、地域にすそ野を広げていってもらえるかという一つとして、男女バランスがとれて、各年代、私はここに高校生年代でもこういう活動に参画するメンバーを入れてもいいのではないかと提案したのですが、そういったことも具体的に考えながら、余り背伸びをせずといいますか手を広げず、10年ってすぐだと思っていますので、一つずつやっていくような形の方がより現実的であるのではないかなと思っています。

最後に一つ言わせていただくのであれば、障害者や女性のスポーツの推進をうたっていたいただくのは、私も女性の代表として非常に心強いのですが、例えばこれには育児や介護からも自由でいられる時間があり、精神的なものがベースにないと、なかなかそれ以外のものが整備されても外には出られません。社会に出られません。ですので、ここにいらっしゃる男性陣は、皆さん奥様をお手伝いしてくださっていると思うのですが、例えば、なぜスポーツをする価値があるのかとスポーツの価値を考えたり、社会問題解決の橋渡しをスポーツでできないかとともに学んだりする「スポーツ教育」を受けたスポーツ推進委員を地域にとというのが、私はこの形を地域に広めていく最大のポイントなのではないかなと思っています。それは、総合型地域スポーツクラブも同じかと思っています。

すみません、長くなりました。

○勝田委員 具体的な施策の話、具体性の話が出たので、少し最初のところでこれをずっと読んでいて感じて、いろいろ価値の話が出たのですが、計画の位置づけで少し気になるところがあるかなと思ったのですが、計画の位置づけの下から3行目のところで、宮城県の災害復興計画、これ答申案の方の1ページですね。「災害復興計画を踏まえる」という文言が出てくるのですが、これは「踏まえ」なのかなと少し思っていて、災害復興計画にしっかりとコミットするという

か、スポーツそのものが災害復興に果たしていく役割に一步踏み込んだ書き方があるのかなと、これは少し感想です。災害復興計画があって、それに基づいてスポーツの今後10年があるということなのかもしれませんが、復興計画にこのスポーツの計画そのものが大きく貢献していくというような、具体的な施策について読み込めるような、そういう展開が必要かと実は思っています。これは、書きぶりのところですが。

それからもう一つは、これも済みません、四章のところ全体にかかわることですが、よろしいでしょうか。これは、今の1ページで計画の位置づけに「本計画は宮城県が策定するものである」ということを明確にうたった、これは非常に姿勢として重要な部分だと思います。四章のところ、それぞれの取り組みがずっといろいろ出てくるのですが、そうすると主語がよくわからないところがあります。取り組みをだれが一体主体性を持って推進するのだろうか。

例えば、総合型地域スポーツクラブの話が出てきたわけですが、それぞれいろいろと四章に例えば助言の話とか指導の話とかも出てくるのですが、主語はどこが助言をしたり指導をしたりする、この中心になっていくのか。そういったところをどう今後考えるのか、これは確認です。「宮城県が策定するのである」ということをうたっているわけですから、当然それぞれの施策の主体というのは県だと。主体を言わなくても、主語は隠れていると考えていることと思っております。以上です。

○土生班長 只今、勝田委員からお話しがあった主体・主語については、事務局の中でも明確にすべきではないかという議論を重ねてまいりました。国の計画においては、国が、地方公共団体が、競技団体は、と主語を個々に記述しています。それに準じ議論してまいりましたが、成案に向けて、更に検討してまいりたいと思います。

岩瀬委員から、そして大和田委員からご意見いただきました周知に関する部分です。成案後に、どのように周知していくかというところが重要だと思います。現行計画の策定時においては、例えば先ほど話題になった学校等の関係機関に対する周知はあったものの、徹底という点では改善点があったと感じています。今回は、小学生には小学生向けの概要版を配っていきたいと思っています。計画策定も重要ではありますが、実際にスポーツに関わるすべての世代に向けての周知徹底を図ってまいりたいと考えているところです。

○白幡委員 今の勝田先生の話は重要な話なのですが、確かに国と県の計画を見ていると、具体的な施策展開の中で役割分担がある程度書いている。まだまだはっきりではないがある程度書かれていて、今回の進め方の特徴の中で役割分担を明確化しましょうというのがあるのですが、これはまだ中間案だからこの成案のときには例えば「県は」とか「市町村は」とか、あるいは

「スポーツクラブは」という書き方になってくるわけですか。

○土生班長 事務局では、主語を出していきましようということも検討してきましたが、現在のところはこの記載になっています。

○白幡委員 でも、最終的にはそういうのになってくるということですね。

○土生班長 それも含めて、検討していきます。

○白幡委員 そうじゃないと、基本姿勢に「役割分担の明確化」と書いてあるのだから、それがないとおかしいですよ。

○中島会長 そろそろ予定の時間になってしまいましたが、どうしてもという方はいらっしゃいますか。どうぞ。

○勝田委員 これは、今のところで重要なのは、国際競技力向上の4章のところで、具体的などころでいろいろお話しをしようかと思ったのですが、基本的に全部の競技団体が等しく、これは総合型もみんな同じことだと思っただけなのですが、それぞれの資源というか活動が等しく底上げされるというか、というやり方が一番望ましいことはよくわかっているのですが、そういうことは現実的に極めて難しいことです。優先順位をつけたり、限られた資源、時間とか予算とかをどう投下していくかとか、活性していくかとか、化学反応を起こすかという、そういう戦略性とか統一したデザインが必要で、これをどこがイニシアチブをとってしっかりと変えていったり評価していったりするのかというのが極めて重要で、少しその書きぶりがこの中では見えなかったかなと思って、そういう発言をしました。

○中島会長 どうぞ。

○白幡委員 私も最後に言おうかと思ったのですが、勝田先生と全く同意見なのですが、やはりベストプラクティスをつくるべきではないかなと思います。そのときに、体協関係者に怒られるかもしれませんが、たまたま県内にはプロスポーツがあると。プロスポーツのある競技の中で、やはり好循環をつくる。好循環という言葉が結構出てくるのですが、国の計画もこれにも。好循環をつくるために、やはりプロスポーツがあるということで、そこは育成の人間を抱えていますので、本当にジュニアから一貫統合した一つのシステムをつくるということ、やはりこの10年の中でトライしていくということをきちっと打ち出した方がいいのではないかな。それは、やはり行政とプロスポーツとのいい連携だと思うのです。

ですから、平等にやるということはどうせできないのですから、やはりどこかにどのようにしていくということをひとつ打ち出した方がいいような気がします。

○中島会長 終わりに近づくと本質的な意見が出てくるのですが、ありますか。

○前田委員 大変細かいところで申し訳ありませんが、策定の趣旨ですね。答申ですから、1ページの1のところ、最後の段落の文章なのですが、概要では最初の(1)の文章の最初のところですね。「将来の県民のスポーツの目指す」と、どんどん続いていて、よくわからなくなっています。例えば「将来の県民」なのか、じゃあ今の県民ではないのか。そうではないはずですが。多分「県民のスポーツ」というのは、「県民スポーツ」なのかそれとも何か違うスポーツなのかと、少しよく分かりにくい文章になっていますので、もう少し「の」を取るような形で、分かりやすくしていただきたいと思います。

○中島会長 まだまだあるかと思うのですが、最後に私なんかいろいろ言うのもまた逆にいけないのかもしれませんが、一応事務局の方といろいろ議論をしている中で、申し上げてきたことの中でなかなか難しいなと思っているのは、白幡さんなんか盛んにおっしゃる意見とも通じるし、勝田さんとも通じているように思うのですが、やはり次の10年というのは大きな転換期だろうと思います。そのときに一つは多分これは社会的な問題ですが、推進計画であります。従来は行政が音頭を取って主体的に意思決定とかサービス提供をずっとやってきたという歴史が日本はずっと長かったわけですが、多分次の10年というかこれからの将来というのは、行政の役割は変わるのだろうということが基本的に白幡さんの言いたい点じゃないかなと。私も、それは前々から思っているところで、従来のようにイニシアチブを取って、何もかも引っ張ってお金つけてというわけには当然いかないわけで、とすれば一体どういう役割を果たし得るのか。

多分そこで民間の力とか、あるいは市民セクターの力ですよ。その辺をどういろいろ取り込むというか、あるいはうまく言えないですが、ここではボランティアとかというのが出てきますが、もっと積極的に多分有償化とか、その道で食べていけるようなところまで射程に入れたような、県としてのいわばお金使った助成ではないにしても、少なくともそれをバックアップするという精神的な面も含めて、やることはまだまだ多いと思っていまして、今までですとハードとお金でやってきたのでしょうが、そうではない何か行政のイニシアチブのとり方というのが当然求められていて、それへの転換が結構この辺難しいなと思って今私も拝見していたところなのです。多分そこをどう盛り込むかというところで、いろいろな意見が出ているのだろうと思いますね。

いつも申し上げているこの話になると思いますが、終わりますが、恐らく福祉等も非常に私はパラレルな問題がスポーツにもあって、福祉関係だと既に有償化、労働の一部として指導というサービス提供するというのが制度化されていますが、スポーツはこれがまだ全然進んで

いなくて、ボランティアとか無償でやっているというのが非常に大きいところだと思うのですね。ただ、そういうことも含めた10年後の将来像というのが必要なのですが、これがなかなか難しく、そこをいかに盛り込むかというのを私としてももう少し意見を申し上げたいなという点はあるのですが。

今日はいろいろ出していただいたのを一旦引き取らせていただいて、事務局の方とでさらに詰めて、先ほど来検討という言葉が出ていますので、とりあえず恐らくそんなに大きな変更はないと思うのですが、枠組をもう1回提示させていただいて、それを議会なり教育委員会の方に報告しながら、パブリックコメントをさらに求めてよりよいものにしていくという手続のようですので、なおいろいろ御意見をぜひインフォーマルにでも寄せていただきたいなと思っております。

## (2) その他

○中島会長 事務局から今後のことを含めて、どうぞよろしくお願いします。

○松坂課長 本日も、答申案につきましてさまざまな御意見をいただきまして、ありがとうございました。今会長の方からもお話がございました、県が策定する各種の計画につきましては、パブリックコメントというような制度を設けておりまして、それで進めているわけなのですが、実は私どもの考えでは5月16日に定例の教育委員会がございます。それから5月21日に文教警察委員会がございます。その辺にお諮りができればお諮りをしまして、5月下旬にパブリックコメントを行いたいと考えておるところなのですが、今御提案があった御意見がそれまでにきちっとした形でまとめることができるか、もう一度検討をいたしまして、そして中島会長さんと最終的に意見の按分、調整をさせていただき、修正案がまとまれば今の日程の5月22日あたりから、パブリックコメントを始められれば始めたいなと、これが一番早いパターンかと思えます。

それでは、少し検討させていただきたいと思いますが、上司とも最終的には相談をしまして、この日程でいけるかどうか、まとめさせていただきたいと思っております。

それから、「パブリックコメントの意見の取り扱い」につきましては、ワーキンググループを開催しまして、内容を検討しまして、修正した案を次回のこの審議会に御報告をさせていただきたいと考えてございます。審議会の意見も公表することになっておりますので、いただいた意見に対する審議会の考え方についても、次回皆さんで御議論をいただければと思っております。そういうようなところでのパブリックコメントを考えてございますので、今後また御相談、

調整させていただいて、進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○中島会長 委員の方から何か特にございますか。今日の議題は、以上ということよろしいでしょうか。

それでは、若干時間オーバーしてしまいまして、大変恐縮です。

これをもちまして、委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

## 閉会

○司会 ありがとうございました。限られた時間の中で、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日、時間の都合でお話しいただけませんでした御意見等がございましたら、事務局の方まで大変恐れ入りますが、タイトなスケジュールで申し訳ございませんが、あしたの午前中までにもしあればいただければと思います。

最後に今後の審議会の日程ですが、7月下旬に予定をしております。詳細な日程につきましては会長と相談の上、事務局から改めて御連絡したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の審議会の一切を終了させていただきます。

大変ありがとうございました。